

生協制度見直し検討会	
第3回(H18.9.8)	参考資料

第1回生協制度見直し検討会議事録

日 時：平成18年7月21日（金）15:00～17:00

場 所：厚生労働省9階 省議室

出席委員：清成座長、大塚委員、小川委員、品川委員、土屋委員、山下委員、吉野委員

議 題：（1）消費生活協同組合の現状と課題について

（2）その他

○千田地域福祉課長補佐

定刻になりましたので、ただいまから第1回生協制度見直し検討会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。座長にバトンタッチするまでの間、進行役を務めさせていただきます、社会・援護局地域福祉課長補佐の千田でございます。よろしく願いいたします。

初めに、本検討会の開催に当たりまして中村社会・援護局長よりごあいさつ申し上げます。

○中村社会・援護局長

このたびは生協制度見直し検討会を設置することとしましたところ、委員の皆様には快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。第1回会合でございますので、最初に趣旨等を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

消費生活協同組合、いわゆる生協でございますけれども、昭和23年に制定されました消費生活協同組合法に基づいて事業が行われております。協同組合ということで、組合員の方々相互の扶助組織として存在するわけございまして、購買事業、利用事業、共

済事業などを実施されております。後ほど資料の方で、どういう状況であるかということについては説明することとさせていただきます。

この制度は昭和23年につくられた制度でございますので、今日的な視点から見ますと、経営責任体制の問題でございますとか、利用者保護、契約者保護の観点から見ますと法的に十分でない点があるのではないかとということで、いろいろな立場から見直しが求められている状況でございます。特に生命保険などの事業であります共済事業につきましては、同じ協同組合である農協さん、中小企業等協同組合につきましても近年見直しが行われ、生協法につきましても同様な見直しが求められている状況でございます。

そういう状況でございますので、このたびこの検討会を設置して、私どもとしてどうい見直しを行うべきか、今日的な視点に立って消費生活協同組合がどうあるべきかということについて検討をお願いしたいと考えた次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

検討会の座長には清成先生をお願いしたいと存じますので、清成先生、どうぞよろしくお願いしたいと思います。ごらんとおり、この会は公開されております。傍聴の方も多数お見えになっておりますし、以後の会議も公開ということにさせていただきたいと思っております。会議資料、議事録等につきましては当省のホームページにも掲載する予定でございます。

この検討会でございますが、どんなスケジュールでお願いするかということでございます。まだ検討が始まる前にお願ひばかりで恐縮でございますが、私どもとしては、成案が得られれば次の通常国会に見直しの法案を提出するという事も視野に入れて考えておりますので、できれば年内に取りまとめを目指してご検討をお願いしたいと思います。もちろん審議の状況にもかかりますし、これから審議をしていただいて進捗状況を見ながらご相談させていただきたいと思っておりますが、気持ちとしては年内に取りまとめをお願いしたいと考えているところでございます。

以上、開催に当たりましてお願いのごあいさつをさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○千田地域福祉課長補佐

続きまして委員の皆様方をご紹介させていただきます。お手元に委員名簿がございますので、そちらを御参照いただければと思います。五十音順にご紹介させていただきます。

す。

早稲田大学大学院法務研究科教授の大塚英明様でございます。

社会福祉法人いきいき福祉会専務理事の小川泰子様でございます。

法政大学学事顧問で法政大学名誉教授の清成忠男様でございます。

日本生活協同組合連合会専務理事の品川尚志様でございます。

全国農業協同組合中央会常務理事の土屋博様でございます。

東京大学大学院法学政治学研究科教授の山下友信様でございます。

日本経済研究センター客員研究員の吉野源太郎様でございます。

続きまして事務局職員のご紹介をさせていただきます。

社会・援護局長の中村秀一でございます。

社会・援護局総務課長の石塚栄でございます。

地域福祉課長の篠原一正でございます。

企画官の赤澤公省でございます。なお赤澤は他の公務の都合によりまして本日欠席させていただきます。

地域福祉課課長補佐の花咲恵乃でございます。

地域福祉課課長補佐の池田浩でございます。

それでは引き続き資料の確認をさせていただきたいと思えます。

議事次第、委員名簿、座席表、これらはすべて一枚紙の資料でございます。

資料1、消費生活協同組合制度の概要について。

資料2、消費生活協同組合の現状について

資料3、その他関連資料。

参考資料として、生協制度見直し検討会の開催要綱でございます。

なお、委員の皆様方のお手元に配付させていただいております青いフラットファイルがございますけれども、そちらは消費生活協同組合法と関係いたします省令の法令集となっておりますので、適宜御活用いただければと思えます。

資料の不足等がございましたらご指摘いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは以後の進行につきまして清成座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○清成座長

座長にご指名いただきまして清成でございます。これから生協の問題についていろいろ議論するわけでございますが、たまたま私は何カ月か前に山下委員と一緒に、中小企業等協同組合について同様な議論をしたことがございまして、それが座長指名の理由ではないかと思っております。ぜひ今後の討論につきましては委員の皆様のご協力を得まして、円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

特にそのほかあいさつということもございませんので、早速ですが議事に入ります。まず初めに事務局から、消費生活協同組合の制度概要でありますとか、現状等につきまして説明いただきたいと思えます。その後、委員の皆様からご意見をちょうだいするということにいたしたいと思えます。それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○花咲地域福祉課長補佐

それでは私の方から、資料1～3についてご説明させていただきます。できるだけ簡潔にわかりやすくご説明したいとは思っているんですけども、何しろ大部にわたる資料でございますので、若干駆け足になることはあらかじめご了解いただければと思えます。

資料1、消費生活協同組合制度の概要についてをござらんください。消費生活協同組合、いわゆる生協につきましては、昭和23年に制定されました消費生活協同組合法に基づき設立される組合でございます。協同組合のそもそもの起源ですけれども、19世紀の産業革命のころのイギリスだと言われており、我が国における最初の生協は明治10年ごろ、官吏と商人によってコメ、ミソ等の購買組合がつくられたのが初めと言われております。明治時代から存在した組合法としましては産業組合法がございまして、同法が主として生産者を対象にして立法されたものであったのに対し、生協法は一般消費者の立場から日常生活を協同化しようとしたものと言われております。

資料の1ページをござらんください。(1)にございますように、生協法の目的は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することとされております。(2)をござらんいただきますと、生協には消費生活協同組合と、それらを会員として構成される消費生活協同組合連合会がございまして、いずれもその性格は法人であるとされております。(3)でございまして、消費生活協同組合

が備えるべき基準とされるものが幾つかございます。一定の地域または職域による人と人との結合体である。言い換えれば相互扶助組織であるとされております。また、組合員の生活の文化的、経済的改善向上のみを目的とすること、加入、脱退が自由であること、議決権、選挙権は出資口数にかかわらず平等であること、剰余金は主として原則利用分量により割り戻すこととし、出資額に応じて割り戻す場合にはその限度が定められていること等が定められております。

2 ページに参りまして、連合会も含みます組合が守るべき原則として幾つかございます。政治的中立の原則、組合員への最大奉仕の原則、非営利の原則などがございまして、生協が組合員の相互扶助組織であるという性格から、員外利用につきましては行政庁の許可を得た場合を除き、原則禁止されております。(4) にお示ししましたのは生協が実施する代表的な事業でございます。購買事業や利用事業、共済事業などがございます。

(5) は区域についての説明でございます。一定の地域による人と人との結合体が一般に地域生協と呼ばれてございます。また、職域によるものが職域生協と呼ばれてございまして、地域生協につきましては連合会を除きまして都道府県の区域を越えることはできないとされております。括弧内にはございますのが所管行政庁に関する説明でございますが、地域生協、職域生協のいずれにおきましても組合の区域が都道府県内にとどまる場合には都道府県知事、都道府県の区域を越えておりましてもブロックごとに設置されております一つの地方厚生局の管内で区域がおさまっている場合には地方厚生局長、複数の地方厚生局に区域がまたがるような場合には厚生労働大臣ということになっております。

3 ページでございます。この図は生協の役割と活動について図示したものでございます。生協はその本旨である相互扶助活動として、組合員の生活保障の観点から購買事業や共済事業などを行っております。また、生協という一つの事業体として医療事業や介護事業、災害時の緊急物資供給なども行っております。さらに、広く消費者の視点に立ちまして、災害時に支援募金を拠出するなどのさまざまな社会貢献活動も実施している状況でございます。

以上が資料1の説明でございます。続きまして資料2をごらんください。消費生活協同組合の現状についてまとめた資料でございます。本資料では生協の現状についてデータでお示ししたいと思っております。なお、資料の構成なんですけれども、生協の現況に関する基本的事項に続きまして、事業の種類ごとに購買事業、利用事業、共済事業の

順でデータをお示ししております。

まず基本的事項についてご説明させていただきます。何枚か資料をめくっていただきますと1ページがございます。そちらをごらんください。ここでは直近の生協の概況をお示ししております。平成17年3月末現在で組合数は1,116組合、組合員数は5,915万人となっております。それを組合形態別にお示したのが(2)でございます。1,116組合のうち1,033組合が消費生活協同組合でございます、さらにそのうちを地域生協、職域生協に分けますと、それぞれ536組合、497組合となっております。組合数で見ますとそれほど大差がないように見えるんですけども、組合員数をご覧いただくとわかりますように、地域生協は5,090万人、職域生協については825万人とかなり差がございます。さらに、消費生活協同組合連合会が83組合でございます。(3)は実施事業ごとの組合数をお示したものでございます。年次推移等の形で後ほど詳細なご説明を申し上げます。

2ページをごらんください。組合数の推移をお示ししております。生協全体の組合数は昭和50年度をピークに減少傾向となっております。組合数を事業種別に見たものが3～5ページでございます。3ページは生協全体で見た場合の資料になります。購買事業実施組合数は昭和50年代前半をピークに減少しておりますが、利用事業実施組合数は平成12～16年度にかけて、共済事業実施組合数は昭和45年度から増加しております。これを地域生協と職域生協に分けて見たものが4ページと5ページでございます。いずれのページをご覧いただきましても、地域生協、職域生協ともに、全体の組合数が減少傾向にある中で、共済事業実施組合と利用事業実施組合数が増加しているという同様の傾向が見られるかと思えます。

6ページをご覧いただけますでしょうか。6ページからは組合員数の推移についてお示ししております。組合数は減少傾向にございますが、一方で地域生協については組合員数は増加しております、1組合当たりの組合員数が増加していることがおわかりになるかと思えます。また、職域生協について見ますと、平成7年度をピークに組合員数は減少しております。

組合員数の推移を事業種別に見たものが7～9ページでございます。生協全体と地域生協について見た場合は同様の傾向が示されております。全体の組合員数が増加する中で購買、利用、共済のいずれの事業実施組合においても組合員数が増加しており、中でも平成12～16年度の伸びで見ますと、利用事業実施組合の組合員数が伸びていることが

おわかりになるかと思えます。一方、9ページをご覧くださいますとわかりますように、職域生協につきましては少々異なる傾向を示しております。全体の組合員数が減少する中で利用事業と共済事業を実施する組合の組合員数が増加しております。

10ページでございます。組合員数規模別の組合数の分布をお示したものでございます。グラフの左下には平均値も入れさせていただいております。生協全体、地域生協、職域生協のいずれにおきましても組合員数1万人以上5万人未満の組合が最も数が多くなっております。しかし、平均値を見ていただきますとおわかりになりますように、地域生協と職域生協ではその分布状況が異なっておりまして、地域生協の方が組合員数の規模が大きくなっております。生協全体について見た場合、分布の幅が大きいことが大きな特徴と言えるのではないかと思います。

11ページでございます。組合の兼業状況をお示したものでございます。棒グラフでお示しましたとおり、昭和60年度をピークに非兼業組合の数が減少し、購買、利用、共済の全事業を兼業する組合が増加しております。また、共済事業実施組合について見た場合、他の事業を兼業している組合は約8割に及んでいることが右下の円グラフによっておわかりになるかと思えます。

続きまして購買事業の説明に移らせていただきます。資料は12ページでございます。こちらでは購買事業の概要をご説明しております。購買事業は、組合員の生活に必要な物資を購入し、または生産して組合に供給する事業と定義されますが、店舗事業のほかに共同購入等の無店舗で行われる事業がございます。さらに、無店舗事業を配送形態によって区分いたしますと、組合員が組織するグループごとに配送する班配送と、個別の組合員宅へ配送を行う個別配送に分けられます。

13ページでございます。購買事業高の推移についてお示したグラフでございます。生協全体で見た場合、購買事業高は平成7年度をピークに減少しておりまして、職域生協で見た場合も同様の傾向を示しております。一方で、地域生協につきましては平成7年度以降は横ばいとなっております。

14ページと15ページでございますけれども、1組合当たりまたは1組合員当たりの事業高をお示しております。あわせてご覧いただければと思います。まず地域生協について見た場合、1組合当たりの事業高は増加しておりますけれども、1組合員当たりの事業高は平成2年度をピークに減少しております。一方で職域生協につきましては、1組合当たりで見た場合と1組合員当たりで見た場合、いずれにおいても減少傾向にある

ことがおわかりになるかと思えます。

16ページでございます。購買事業高の品目別構成をお示ししております。生協の購買事業は食料品が71%を占めるという状況でございます、食料品が販売品目の中心となっていることがおわかりになるかと思えます。

17ページでございます。小売業全体と生協の購買事業高の関係をお示したものでございます。小売業総売上高に占める生協購買事業高は昭和62年度以降2%前後で推移しており、これを食料品に限って見た場合、平成13年度における生協の食料品購買事業高は食料品総売上高の4.6%となっております。

18ページ、19ページですが、こちらは購買事業における店舗数に関する資料となっております。18ページでございますが、店舗数規模別の組合数の分布と平均値をお示ししております。生協全体で見た場合、店舗なしと店舗1～4店で全体の約8割を占めております。19ページでございますように、店舗数は地域生協が平成7年度をピークに減少し、職域生協においては平成2年度以降ほぼ横ばいとなっております。

20、21ページは事業形態別の購買事業高の推移をお示ししております。まず20ページをごらんいただきますと、店舗での購買事業高が減少傾向にあり、共同購入の事業高が増加傾向にあることがおわかりになるかと思えます。右の円グラフを見ていただきますとわかりますように、全体の5割を占める共同購入でございますが、21ページをご覧くださいと、班配送に変わって個別配送の事業高が伸びていることがおわかりいただけると思えます。

22ページでございます。購買生協の経常剰余率の推移を示しております。経常剰余率の算出に当たりましては、経常剰余金を事業高で割りまして100を掛けた割合を出しております。日本生活協同組合連合会会員の地域生協の購買事業高で見たものでございませぬけれども、その経常剰余率は1%前後で推移していることがわかるかと思えます。また、経常剰余率で見た場合にも、店舗での事業より無店舗での事業の方が経常剰余率が大きいことがおわかりになるかと思えます。

続きまして利用事業についてご説明申し上げます。23ページ、利用事業の概要となっております。生協の行う利用事業とは、組合員の生活に有用な施設を組合員に利用させる事業を言います。その種類につきましては医療事業、介護保険事業等を含む福祉事業のほかに、食堂・喫茶などが含まれております。

代表的な利用事業であります医療事業と福祉事業についてご覧いただきます。24ペー

ジでございます。以下26ページまでは医療事業に関するデータでございます。医療事業を実施する組合は現在138組合、病院数は87カ所、診療所は370カ所となっております。

25ページでございます。今申し上げました病院数や診療所数の年次推移を示したものでございます。病院数については横ばいですが、診療所数については増加していることがわかりいただけるかと思えます。

26ページでございます。一般の病院や同じ協同組合である全国厚生農業協同組合連合会の会員の皆様との比較でございます。例えば病床数で見た場合ですが、生協の場合全病床数は1万4916床となっておりまして、全国比では0.9%、JA厚生連比では約40%となっております。

27～29ページでございますが、こちらは介護事業に関するデータでございます。27ページでございますように、介護事業実施組合数は年々増加しており、平成16年度には194組合となっております。28ページ、29ページは介護保険事業の在宅サービスにおける生協のシェアをお示したものでございます。28ページは費用額で見たものでございますが、生協の実施する在宅サービスの費用額が全部で40億円となっておりまして、全体の2%を占めております。29ページは事業所指定件数で比べたものでございます。在宅サービスの指定事業所のうち生協の運営する事業所は全体の1%に当たる2730件となっております。サービス種別で見た場合の内訳につきましては、表及び左下の円グラフをごらんいただければと思えます。

30～32ページでは、生協が行っていらっしゃる福祉活動をご紹介します。高齢者や要介護者の自立を助けるために買い物等の家事援助活動を行ったり、高齢者を対象に自宅へお弁当を届ける配食サービスや食事会を行ったり、高齢者を中心に、だれもが参加できる形でのおしゃべり会などをふれあいサロン活動として開催したりするなど、地域に根差した活動を行っていることも生協の大きな特徴かと思えます。

最後に共済事業についてご説明申し上げます。33ページをご覧くださいますと、共済事業の概要についてご説明しております。共済事業とは、組合員から共済掛金の支払いを受け、共済事故の発生に関し共済金を交付する事業を言います。その共済事業の形態について説明したのが2でございます。元受共済事業とは、組合員と契約を結んだ元受生協が組合員に対して直接契約上の保障責任を負う事業を言います。受託共済事業は、受託生協が元受生協から共済事業の一部を受託して行う事業を言います。また、異常災害に対するリスク分散等を目的として、再共済生協が元受生協と組合員の間で締結され

た契約の一部または全部について元受生協と引受契約を結んで行う事業を再共済事業と言います。生協が実施しております共済事業の種類につきましては、生命共済、火災共済などがございます。

34～37ページは共済事業の種類ごとの推移を示した資料でございます。34ページは契約件数の推移でございます。生命共済が最も増加しております。また、昭和50年度の時点で既に1000万件を超えていた火災共済に加え、近年は年金共済など、さまざまな共済事業が実施されるようになり、その種類は多様化していることがおわかりいただけるかと思えます。35ページは共済金額で見た場合の推移でございます。各種共済事業のいずれにおいても増加しており、共済金額については高額化していることがおわかりかと思えます。36ページ、37ページは、それぞれ受入共済掛金額と支払共済金額に関する資料でございます。受入共済掛金額は保険でいうところの保険料、支払共済金額は保険金に当たります。どちらで見た場合も全体的に増加傾向にある中で、生命共済が伸びております。

38ページ、39ページでございます。こちらは受入共済掛金額と支払共済金額で見た場合の共済事業種類ごとの構成比の推移を示したものでございます。38ページにありますとおり、受入共済掛金額で見た場合、生命共済の占める割合は増加傾向であり、平成16年度には6割超となっております。一方、損害系の共済であります交通災害共済、自動車共済、火災共済を合わせた額で見ますと、平成2年度以降2割程度で横ばいとなっております。生命共済の占める割合が増加している傾向につきましては、39ページの支払共済金額で見た場合も同様となっております。

40ページでございます。元受事業または再共済事業を実施する組合数の推移を示しております。元受共済事業を行う組合数は平成7年度以降横ばいとなっております。契約件数が増加していることと合わせて考えますと、1組合当たりの契約件数が増加しているということがおわかりかと思えます。

続きまして資料3に移らせていただきます。その他関連資料としまして、最近の関連する動き等をまとめさせていただきます。

1ページでございます。生協制度の見直しの必要性に関するご指摘や改正要望をまとめたものでございます。先の国会で成立しました金融商品取引法について審議されていた金融審議会金融分科会第一部会報告の「投資サービス法（仮称）に向けて」の抜粋でございます。既にルールが整備されていた農協や、その当時整備のための検討が進めら

れていた中小企業等協同組合法に基づく共済事業以外の制度共済、特に幅広く募集を行っているものについては、利用者保護のための適切な措置（販売・勧誘ルールの整備など）を講ずることが望ましいとされております。また、社団法人生命保険協会からは、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農協法と整合的な規制を整備すべきとのご要望が規制改革要望として寄せられております。

2 ページ以下は他の協同組合法などの動きを簡単にまとめたものでございます。まずは、平成16年に行われました農協法の改正でございます。具体的な内容の（2）にございますように、最低出資金制度やソルベンシーマージン比率に基づく早期是正措置を導入したり、3 ページの（2）、④のとおり、員外監事の設置を義務づけたほか、（3）、②にありますように、募集時の禁止行為等に関する規程を設けるなど、契約者保護のための見直しが行われております。

4 ページは保険業法の改正に関する資料でございます。保険業法におきましては、これまで特定の者を相手方として行う保険の引受を行う事業につきましては対象とされていなかったところを、改正により、そのような事業につきましても原則として保険業法の規程を適用することとされました。生協が実施する共済事業に関しては同法は適用除外とされておりますが、生協に関する見直しを行う上で参考にすべき点が多いのではないかと考えております。

5 ページでございます。会社法に関する資料でございます。生協法の組織運営規程を見直す際には、他の有力な組織形態の一つである会社について定める会社法の規程も参考になる部分が多いかと考えております。

6 ページ、7 ページに、中小企業等協同組合法の改正についてまとめてございます。同法につきましては具体的内容の（1）にありますように、事業運営全般の規律の強化としまして、農協法と同様に、組合員数が一定以上の組合には員外監事の設置を義務づけたほか、役員欠格事由を規定するなどの改正が行われております。また、（2）にありますように、共済事業の関係につきましても農協法と同様に、火災共済以外にも最低出資金制度を導入するとともに、ソルベンシーマージン比率に基づく早期是正措置なども導入しております。また、共済事業を実施するすべての組合について責任準備金等の積み立てを義務付けるなど、こちらにおきましても共済事業の健全な実施のための見直しが行われたところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○清成座長

どうもありがとうございました。ただいま資料1～3について事務局から説明があったわけですが、きょうは初回でございますので、論点も多岐にわたっておりますけれども、自由にご発言いただくということで、ご質問、ご意見がございましたら自由にご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大塚委員

わかれば結構なんですけど、冒頭から縁起でもないんですが、事実上組合数そのものが減ってるわけですよ。これが破綻といういい方をしているのかどうかわからないんですが、消滅する過程、どういう理由でなくなっていったかと。要するに自主解散型でなくなっていったのか、あるいは事業が行き詰まってなくなっていったのかというところがわかれば知りたいんですが。例えばそういう例があったとかですね。特に共済についてはそのことをよく言われてるんですが、購買と利用についてももしそういうことがあるのであれば知りたいと思うんですが。

○花咲地域福祉課長補佐

購買事業につきましては品川委員が一番詳しいかもしれないんですけども、2000年頃に北海道のコープさっぽろという生協が大規模合併した例がございました。経営状況がなかなか厳しいところもございますので、そういった関係からコープさっぽろと釧路の生協等が合併しまして、自主解散というよりは合併による組合数の減少が多いのではないかと考えております。

○品川委員

今の点について少し補足させていただきたいと思います。購買生協の数が減ってる、この数年の一番大きい理由は、特に職域生協で、親会社、母体企業のリストラクチャーの関係で工場を閉鎖するとか、企業自体が他社と合併するとかいう関係で、職域生協が自主解散をするという例が数の上では一番多いだろうと思います。もう一つは、戦後直後にできた生協で、解散手続等はできないけれども、事実上休眠組合だったという状態が長く続いていて、それについて整理に持ち込んでいくというケースが数の上では多い

かと思えます。あとは、経営が破綻に陥って、あるいは破綻に陥っているわけではないけれども合併をするということで数として減っていくという例が多いと認識しております。

○清成座長

そうしますと、生協の事業そのものの経営破綻というのはそれほど多くないと見てよろしいのでしょうか。

○品川委員

現実に破綻にまで陥る数はそれほど多くありませんが、破綻直前までいってしまって、周囲の生協が協力しながら支えて再建を支援するという例はしばしばございます。

○清成座長

ほかにございますか。

○大塚委員

一つだけ追加でお聞きしたいんですが、生協の場合、1つの事業をやっている生協が芳しくないというときに、周りの生協が合併とかで救うということ、これはやってる事業内容には関係なく、購買生協であれば周りの購買生協であるとか、そういう状況はいかがなんでしょうか。花咲さんのお話では、釧路の場合には同じことをやってるということですよ。

○品川委員

そういうケースはほとんど同じ購買事業をやっている生協が、自分のところの無店舗の販売システムを、破綻しているエリアの組合員にも利用できるような形にしつつ再建を支援する。購買事業を生協同士で支え合うというか、救済の手を伸べるというか、ほとんどそういうケースでございます。

○清成座長

ほかにいかがでしょうか。

○土屋委員

大きな生協と小さな生協といろいろあると思うんですけども、共済事業をやっているのは大きな生協と考えていいんですか。それとも規模とは関係ないんでしょうか。

○花咲地域福祉課長補佐

共済事業につきましてもいろいろな規模がございまして、例えば慶弔見舞金のような形のものも生協が実施する共済事業でございまして。そういったことからおわかりいただけますように、共済事業を実施している組合については必ずしも大きいものだけではないということがお答えできるかと思えます。

○品川委員

もう一つ補足させていただきますけど、慶弔見舞金というレベルの共済の場合もありますが、生命共済等の事業についても、元受という形で行うのは相当規模以上の生協ですけれども、元受ということではなくて受託という形でやる生協は中小規模の生協まで取り組んでいるところがございまして。

○山下委員

慶弔見舞金的な共済もあるということだったんですが、実質保険事業というふうに見ていいようなものと、そこまでの域には達してない小規模範囲の助け合いというもの、いろいろバラエティがあるように伺っているんですが、感覚的にいうと保険事業的なものと本当の小規模なものとの、それぞれ例えばやってる組合の数でいいますとどのくらいあると理解していればよろしいんでしょうか。

○篠原地域福祉課長

また細かい数字等は適宜提出させていただきたいと思えますけれども、例えば長期物、1年を超えるような共済を扱っているところというのは極めて限られておりまして、5つ、6つくらいです。それは連合会の場合と大きな職域の場合とございまして、そういうところが5つ、6つ。あとは1年以内の短期に該当するものは割合手広く行われていると。といっても組合数にして139。16年度で139ございまして。このうち長期をや

っているところは数組合程度。それ以外は短期、場合によっては慶弔見舞金のみというところのイメージとあっていただければと思います。詳しい資料は別途提出させていただきたいと思います。

○清成座長

ほかにいかがでしょうか。

○山下委員

先ほどの、破綻ではないけれどもそれに近い状態になって事業を救済してもらったというケースの中で、共済事業も一緒にやっているとところがそういうところになって何か問題を生じたとか、そういうことはないのでしょうか。

○花咲地域福祉課長補佐

共済事業につきまして、破綻により組合員保護が図られなかった事例等につきましてはこちらの方では把握しておりません。日生協さんのコープさっぽろ等につきましては、日生協さんが元受生協としてやってらっしゃるのではないかと思いますので、特にコープさっぽろさんの経営状況が悪化したからといって問題は出なかったのではないかと承知しております。

○品川委員

結論的には今言っていたとおりになんですけれども、例えば釧路の生協が破綻状態に陥りまして、私どもの共済を利用している消費者の方がたくさんいらっしゃったんですね。そういう方々について、その事業を受けて支援に入ったコープさっぽろという別の生協との関係で契約をし直しを一つ一つやらないと継続できないという関係で、そういう手続をお一人お一人についてとらざるを得なかったと。それをとりながら何とか契約者にご迷惑をおかけすることなしに凌いできているということがございます。

○清成座長

今のような破綻処理の場合、監督官庁というよりは生協連合会等が媒介して相互で助け合うという形をとるのでしょうか。それとも監督官庁が何らかの役割を果たすとか、